

○厚生労働省令第十三号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行及び確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百四十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月二十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第一条 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）様式第八号を次のように改める。



年 月 日
厚生（支）局長 殿
承認番号 厚生年金適用事業所の名称 所在地 事業主名 住所
企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書
確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

(A列4番)

(備考)

1. 「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに地方厚生局長又は地方厚生支局長が発行した承認番号をいう。
2. 「厚生（支）局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

企業型年金事業主運営管理業務報告書

承認番号	
厚生年金適用事業所名	
事業主名	
(事業年度) 年 月 日から 年 月 日まで	

1. 事業主が担当する企業型年金加入者等の人数の状況

①法第2条第7項第1号イに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
②法第2条第7項第1号ロに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
③法第2条第7項第1号ハに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
④法第2条第7項第2号に掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)

(備考)

- ①、②及び④は、事業年度末時点のものを記載すること。
- ③は、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。

(法第2条第7項第1号イに掲げる業務の実施状況)

2. 事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛 金 総 額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合 計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合 計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合 計	円	円

(備考)

- 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
- 「平均掛金額」については、「掛金総額」を事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除したものを記載すること。

3. 事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の状況

運用の方法名	企業型年金加入者等数	個人別管理資産総額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	円 円 円			
	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	円 円 円			
合計	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	円 円 円	—	—	—

(備考)

1. 事業年度末の状況について記載すること。
2. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
3. 運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄（—）とすること。
4. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。
5. 「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であって令第15条第2項に規定する運用方法要件に適合するものに該当する場合には○印を記載すること。
 - 一 令第15条第1項の表の1の項イ及びロに掲げる運用の方法
 - 二 令第15条第1項の表の2の項イに掲げる運用の方法
 - 三 令第15条第1項の表の3の項イからホまでに掲げる運用の方法
 - 四 令第15条第1項の表の4の項イに掲げる運用の方法
 - 五 令第15条第1項の表の5の項イに掲げる運用の方法
6. 「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

4. 給付の状況

給 付		事業年度末の受給者数（うち本年度 の新規受給者数）		支給総額（うち新規受給者への支給 額）	
老齢給付金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
		女	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
		計	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
	一時金 （年金との併 給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
		女	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
		計	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
	年金と一時金 の併給	男	人（ 人）	年 金	円（ 円）
		女	人（ 人）	一時金	円（ 円）
		計	人（ 人）	年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
				年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
				年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
障害給付金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
		女	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
		計	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
	一時金 （年金との併 給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
		女	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
		計	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
	年金と一時金 の併給	男	人（ 人）	年 金	円（ 円）
		女	人（ 人）	一時金	円（ 円）
		計	人（ 人）	年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
				年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
死 亡 一 時 金		男	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
		女	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
		計	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
脱 退 一 時 金		男	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
		女	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
		計	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
計		男	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
		女	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）
		計	人（ 人）	円（ 円）	円（ 円）

(法第2条第7項第1号ロに掲げる業務の実施状況)

5. 事業主が法第2条第7項第1号ロに掲げる業務を担当する企業型年金加入者等が行った運用の指図の内容についての資産管理機関への通知の件数

	資産管理機関への通知	
企業型年金加入者	男 女 計	件 件 件
企業型年金運用指図者	男 女 計	件 件 件

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第1号ハに掲げる業務の実施状況)

6. 事業主が行った法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老 齢 給 付 金	障 害 給 付 金	死 亡 一 時 金	脱 退 一 時 金
男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第2号に掲げる業務の実施状況)

7. 報告者が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

運用の方法の数	第1号運用方法数	第2号運用方法数	第3号運用方法数	第4号施行日時点の運用の方法の数

(備考)

1. 「運用の方法の数」は、令第15条第1項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。
2. 「第1号運用方法数」は選定及び提示している運用方法のうち元本確保の運用の方法の数を、「第2号運用方法数」は第1号運用方法及び第3号運用方法以外の運用の方法の数を、「第3号運用方法数」は令第15条第1項の表の2の項ニ及び3の項レからウまでに掲げる運用の方法の数を記載すること。
3. 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。
4. 加入者等に提示した運用の方法を当該事業年度内に変更し、「運用の方法の数」、「第1号運用方法数」、「第2号運用方法数」又は「第3号運用方法数」が異なることとなった場合は、変更前の運用方法数と変更後の運用方法数をそれぞれ記載すること。
5. 「第4号施行日時点の運用の方法の数」については、平成30年5月1日時点の運用の方法の数を記載すること。
6. 提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要はない。

8. 事業主が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に対して行った運用の方法に係る情報提供の内容

運用の方法名	運用の方法の種類	情報提供の内容の概要	情報提供の回数

(備考)

1. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
2. 「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の2第2項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。
3. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
4. 「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに企業型年金加入者等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。
5. 「情報提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報提供を行った回数を記載すること。

9. 指定運用方法の選定状況

①指定運用方法を加入者に提示している	
②当該指定運用方法の名称	
③当該指定運用方法の運用の方法の種類	
④当該指定運用方法を選定した年度	
⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	
⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高	

(備考)

1. ①は、該当する場合に○印を記載すること。
2. ②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。
3. ②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
4. ③は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
5. 法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を17の次に添付すること。選定理由は、法第23条の2第2項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第6条第8項口の協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

10. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
A実施事業所	
B実施事業所	
C実施事業所	

(備考)

1. 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。
2. 事業年度末時点の状況について記載すること。

11. 加入者資格喪失者の状況

①加入者資格喪失者数	人
②①のうち、法第83条の規定に基づき、個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された者の数	人

(備考) ①については、

- (1) 死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び
- (2) 企業型年金の企業型年金加入者の資格を六十歳に達した日以降に喪失した者であって、同日の翌日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したものいずれも含まないこととし、事業年度末の1年6か月前から起算して1年間に資格喪失した人数について記載すること。
(例：事業年度が4月～翌年3月であれば、前年9月～8月の喪失者人数)

(法第83条第2項の規定による通知の状況)

12. 事業主が法第83条第2項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知）の件数等

企業型運用関連運営管理機関等名	件数	移換金額
	人	円

(備考)

当該事業年度内に法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管理機関に限る。）へ移換された者への同条第2項の規定による通知の実績を記載すること。

13. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

（備考）

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

14. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

(備考)

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

15. 年齢及び企業型年金加入者掛金ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～13,750円							
人数計							

(備考)

1. 企業型年金加入者が掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

16. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

掛金額区分 (平均月額)		加入者掛金						
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円								

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）

掛金額区分 (平均月額)		加入者掛金			
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 13,750円
事業主掛金	～ 5,000円				
	5,001円～10,000円				
	10,001円～15,000円				
	15,001円～20,000円				
	20,001円～25,000円				
	25,001円～27,500円				

(備考)

1. 企業型年金加入者が掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額及び企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

17. 個人別管理資産等の移受換状況

(1) 個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会
A実施事業所					
B実施事業所					
C実施事業所					
・					
個人型aプラン					
個人型bプラン					
個人型cプラン					
・					
・					

(備考) 事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

(2) 他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型年金	個人型年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他(自社退職金等)
A実施事業所							
B実施事業所							
C実施事業所							
・							
個人型aプラン							
個人型bプラン							
個人型cプラン							
・							
・							

(備考) 事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

第二条 確定拠出年金法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(企業型年金加入者掛金の額の変更の例外) 第四条の二 令第六条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き上げられること又は令第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額(以下「他制度掛金相当額」という。)が引き上がることに由り、当該事業主掛金の額と当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額との合計額が法第二十条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を引き下げる場合</p> <p>二 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き下げられる場合又は他制度掛金相当額が引き下がる場合において、当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額を引き上げる場合</p> <p>三 六 (略)</p> <p>(加入者情報等の通知) 第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削る) 二 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨、その資格を取得した年月日及び他制度掛金相当額(当該事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲</p>	<p>(企業型年金加入者掛金の額の変更の例外) 第四条の二 令第六条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該事業主掛金の額と当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額との合計額が法第二十条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を変更する場合</p> <p>(新設) 二 五 (略)</p> <p>(加入者情報等の通知) 第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 実施事業所において確定給付企業年金を実施しているときは、その制度の内容及び実施年月日</p> <p>三 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨及びその資格を取得した年月日</p>

げる者に該当するものに係る他制度掛金相当額に限る。）

イ 私立学校教職員共済制度の加入者

ロ 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員

ハ 確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法第二条第

四項に規定する確定給付企業年金の加入者をいう。以下同じ）。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

三|
（削る）
（略）

2
（略）

（事業主が行う企業型記録関連連運管理機関への通知）
第十一条 （削る）

事業主は、企業型年金加入者の氏名又は住所に変更があったと

イ 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員

ロ 確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法第二条第
四項に規定する確定給付企業年金の加入者をいう。以下同じ）。

ハ 私立学校教職員共済制度の加入者

ニ| 中小企業退職金共済契約等（中小企業退職金共済法第二条

第三項に規定する退職金共済契約及び同条第五項に規定する
特定業種退職金共済契約をいう。以下同じ。）の被共済者

ホ| 特定退職金共済契約（所得税法施行令（昭和四十年政令第
九十六号）第七十三条第一項第一号に規定する退職金共済契
約をいう。以下同じ。）の被共済者

ヘ| 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第
百五十五号）第二条第十一项に規定する被共済職員（以下「
退職手当共済契約の被共済職員」という。）

ト| 所得税法施行令第七十二条第三項第八号の外国の法令に基
づく保険又は共済に関する制度に係る被保険者又は被共済者
（以下「外国保険被保険者等」という。）

チ| 実施事業所における退職手当制度が適用される者

四|
（略）

2
（略）

（事業主が行う企業型記録関連連運管理機関への通知）
第十一条 事業主は、実施事業所において新たに確定給付企業年金
を実施することとなったときは、当該確定給付企業年金に係る厚
生労働大臣の認可を受けた日から五日以内に、その旨及び確定給
付企業年金を実施した年月日を企業型記録関連連運管理機関に通
知するものとする。

2| 事業主は、企業型年金加入者の氏名又は住所に変更があったと

きは、当該事実があった日から五日以内に、変更後の氏名又は住所及び氏名又は住所を変更した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

2| 事業主は、企業型年金加入者が新たに前条第二号イからハまでに掲げる者に該当することとなったときは、該当することとなった日から五日以内に、その資格の種別及び資格を取得した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。
(削る)

3| 事業主は、その使用する者が新たに企業型年金加入者の資格を取得したときは、その資格を取得した日から五日以内に、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

4| 事業主は、企業型年金加入者が前条第二号イからハまでに掲げる者に該当しなくなったときは、該当しなくなった日から五日以内に、その資格の種別及び資格を喪失した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。
(削る)

5| (略)
6| (略)
7| 事業主は、企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であつた者（企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）のうち、四十一歳以上のも（第二号及び第十五条第一項第十三号において「特定企業型年金加入者等」という。）に対し退職手当等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等をいい、同法第三十一条において退職手当等とみなす一時金を含む。以下同じ。）の支払が行われたときは、速やかに

きは、当該事実があった日から五日以内に、変更後の氏名又は住所及び氏名又は住所を変更した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

3| 事業主は、企業型年金加入者が新たに前条第三号イからハまでに掲げる者に該当することとなったときは、該当することとなった日から五日以内に、その資格の種別及び資格を取得した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

4| 事業主は、企業型年金加入者が新たに前条第三号ニからチまでに掲げる者に該当することとなったときは、速やかに、その資格の種別及び資格を取得した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

5| 事業主は、その使用する者が新たに企業型年金加入者の資格を取得したときは、その資格を取得した日から五日以内に、前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

6| 事業主は、企業型年金加入者が前条第三号イからハまでに掲げる者に該当しなくなったときは、該当しなくなった日から五日以内に、その資格の種別及び資格を喪失した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

7| 事業主は、企業型年金加入者が前条第三号ニからチまでに掲げる者に該当しなくなったときは、速やかに、その資格の種別及び資格を喪失した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

8| (略)
9| (略)
10| 事業主は、企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であつた者（企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）のうち、四十一歳以上のも（第二号及び第十五条第一項第十三号において「特定企業型年金加入者等」という。）に対し退職手当等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等をいい、同法第三十一条において退職手当等とみなす一時金を含む。以下同じ。）の支払が行われたときは、速やかに

、次に掲げる事項を企業型記録関連連運管理機関に通知するものとする。

一 三 (略)

四 勤続期間(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六十九条第一項第一号に規定する勤続期間をいう。以下同じ。)

8| 事業主は、新たに前条第一項第三号に掲げる場合に該当することとなったとき又は該当しなくなったときは、速やかに、その旨を企業型記録関連連運管理機関に通知するものとする。

9| 事業主は、前項の通知をするときは、企業型年金規約を添付しなければならない。

10| 事業主は、企業型年金加入者に係る他制度掛金相当額が変更された場合には、速やかに、その旨及び変更後の他制度掛金相当額を企業型記録関連連運管理機関に通知するものとする。

(他の事業主に使用される者として確定給付企業年金の加入者等となる者の申出)

第十二条の二 企業型年金加入者は、当該企業型年金加入者が加入する企業型年金を実施する事業主(以下この条において「企業型年金加入事業主」という。)以外の事業主(以下「他制度加入事業主」という。)に使用される場合であつて、他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当するときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。

一 三 (略)

四 他制度掛金相当額(他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当するものに係る他制度掛金相当額に限る。以下この条において同じ。)

2| 企業型年金加入者は、前項の申出書を企業型年金加入事業主に提出するときは、他制度掛金相当額を証する書類を添付しなければならない。

、次に掲げる事項を企業型記録関連連運管理機関に通知するものとする。

一 三 (略)

四 勤続期間(所得税法施行令第六十九条第一項第一号に規定する勤続期間をいう。以下同じ。)

11| 事業主は、新たに前条第一項第四号に規定する場合に該当することとなったとき又は該当しなくなったときは、速やかに、その旨を企業型記録関連連運管理機関に通知するものとする。

(新設)

(新設)

(他の事業主に使用される者として確定給付企業年金の加入者等となる者の申出)

第十二条の二 企業型年金加入者は、当該企業型年金加入者が加入する企業型年金を実施する事業主(以下この条において「企業型年金加入事業主」という。)以外の事業主(以下「他制度加入事業主」という。)に使用される場合であつて、他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当するときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。

一 三 (略)

(新設)

(新設)

3| 企業型年金加入者は、他制度加入事業主（当該企業型年金加入者が、当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当していた場合に限る。以下この項において同じ。）のいずれかに使用されなくなったとき、他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当しなくなったとき又は当該企業型年金加入者に係る他制度掛金相当額が変更されたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。

一・二 (略)

三 当該他制度加入事業主に使用されなくなった年月日、当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当しなくなった年月日又は変更後の他制度掛金相当額

4| 企業型年金加入者は、前項の申出書（当該企業型年金加入者に係る他制度掛金相当額が変更された場合に提出するものに限る。）に、変更後の他制度掛金相当額を証する書類を添付しなければならない。

(共済金等の支給の申出)

第十三条 企業型年金加入者（小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）第二条第三項に規定する共済契約者であつて、四十一歳以上のものに限る。）は、同法第九条第一項に規定する共済金又は同法第十二条第一項に規定する解約手当金の支給を受けたときは、それらの支給を受けた日から十四日以内に、その旨及び次に掲げる事項を企業型記録関連連運営管理機関等に申し出るものとする。

一 支給を受けた年月日

二 退職所得控除額

三 勤続期間

2| 企業型年金加入者は、他制度加入事業主（当該企業型年金加入者が、当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当していた場合に限る。以下この項において同じ。）のいずれかに使用されなくなったとき又は他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当しなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。

一・二 (略)

三 当該他制度加入事業主に使用されなくなった年月日又は当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当しなくなった年月日

(新設)

(企業型年金加入者の申出)

第十三条 企業型年金加入者は、小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）第二条第三項に規定する共済契約者（以下「小規模企業共済契約者」という。）であるときは、その旨及び小規模企業共済契約者となった年月日を、当該企業型年金加入者が資格を取得した日から十四日以内に、企業型記録関連連運営管理機関等に申し出るものとする。

2| 企業型年金加入者は、新たに小規模企業共済契約者となったと

(企業型年金運用指図者の申出)

第十四条 (略)

2 第十三条の規定は、企業型年金運用指図者について準用する。

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一 十一の二 (略)

十二 企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者が、第十条第一項第二号イからハまでに掲げる者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別並びに資格の取得及び喪失の年月日

十三 十六 (略)

2 6 (略)

(企業型年金加入者等が閲覧することができる事項等)

きは、小規模企業共済契約者となった日から十四日以内に、その旨及び小規模共済契約者となった年月日を企業型記録関連運営管理機関等に申し出るものとする。

3 企業型年金加入者(小規模企業共済契約者であつて、四十一歳

以上のものに限る。)は、小規模企業共済法第九条第一項に規定する共済金又は同法第十二条第一項に規定する解約手当金の支給を受けたときは、それらの支給を受けた日から十四日以内に、その旨及び次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関等に申し出るものとする。

一 支給を受けた年月日

二 退職所得控除額

三 勤続期間

(企業型年金運用指図者の申出)

第十四条 (略)

2 前条第三項の規定は、企業型年金運用指図者について準用する。

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一 十一の二 (略)

十二 企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者が、第十条第一項第三号に掲げる者及び小規模企業共済契約者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別並びに資格の取得及び喪失の年月日

十三 十六 (略)

2 6 (略)

(企業型年金加入者等が閲覧することができる事項等)

第二十一条の二 法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（企業型年金運用指図者にあつては、第五号に掲げる事項に限る。）とする。

一 (略)

二 令第十一条第一号に規定する他制度加入者（第六十一条の二

第一項第四号において単に「他制度加入者」という。）に該当する場合には、当該他制度加入者に係る他制度掛金相当額

三 五 (略)

2 (略)

（確定給付企業年金の加入者となつた者等の個人別管理資産の移換の申出）

第三十一条の二 法第五十四条の四第一項又は第五十四条の五第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出があつたときは、次条第一項の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者に係る次に掲げる事項（法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第六十一条の二第三項及び第四項において同じ。）又は企業年金連合会に提出するものとする。

一 五 (略)

（連合会の事務の委託）

第三十七条 法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 五 (略)

六 この省令又は個人型年金規約の規定による届出の受理に関する事務

第二十一条の二 法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（企業型年金運用指図者にあつては、第五号に掲げる事項に限る。）とする。

一 (略)

二 令第十一条第一号に規定する他制度加入者に該当する場合には、その旨

三 五 (略)

2 (略)

（確定給付企業年金の加入者となつた者等の個人別管理資産の移換の申出）

第三十一条の二 法第五十四条の四第一項又は第五十四条の五第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出があつたときは、次条第一項の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者に係る次に掲げる事項（法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。）又は企業年金連合会に提出するものとする。

一 五 (略)

（連合会の事務の委託）

第三十七条 法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 五 (略)

六 この省令又は個人型年金規約の規定による届出の受理に関する事務（確定拠出年金運営管理機関に委託する場合にあつては

七 (略)

2 (略)

(個人型年金加入者掛金の額の変更の例外)
第三十八条 令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額若しくは中小事業主掛金の額が引き上げられること又は他制度掛金相当額若しくは共済掛金相当額(令第三十六条第五号に規定する共済掛金相当額をいう。次号において同じ。)が引き上がることに伴い、当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者掛金の額を引き下げられる場合
- 二 各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額若しくは中小事業主掛金の額が引き下げられる場合又は他制度掛金相当額若しくは共済掛金相当額が引き下がる場合において、当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を引き上げる場合

三・四 (略)

(個人型年金加入者の申出)
第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出(個人型年金運用指図者以外の者が行うものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

- 一 四 (略)
- 五 法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項

、第四十五条第一項の規定による届出の受理に関する事務を除く。

七 (略)

2 (略)

(個人型年金加入者掛金の額の変更の例外)
第三十八条 令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額又は中小事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該企業型年金の事業主掛金の額又は当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者掛金の額を引き下げられる場合
- 二 各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額又は中小事業主掛金の額が引き下げられる場合において、当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を引き上げる場合

三・四 (略)

(個人型年金加入者の申出)
第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出(個人型年金運用指図者以外の者が行うものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

- 一 四 (略)
- 五 法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項

イ、ハ (略)
ニ 次に掲げる資格の有無

- (1) 企業型年金加入者
- (2) 確定給付企業年金の加入者
- (3) 私立学校教職員共済制度の加入者
- (4) 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員
- (5) 国家公務員共済組合の組合員
- (6) 地方公務員等共済組合の組合員

六・七 (略)

2 法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。

一 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

イ、ハ (略)
(新設)

六・七 (略)

2 法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。

一 (略)

二 申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあつては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無についての当該事業主の証明書

三 申出者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が確定給付企業年金を実施している場合にあつては、申出者に係る確定給付企業年金の加入者の資格の有無についての当該事業主の証明書

四 申出者が国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二条第一項第七号に規定する各省各庁に使用される者又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第三条第一項各号に掲げる者であるときは、申出者に係る国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員の資格の有無についての事業主の証明書

五 申出者が私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第十四条第一項に規定する学校法人等に使用される者であるときは、申出者に係る私立学校教職員共済制度の加入者の資格の有無についての事業主の証明書

の資格の有無についての事業主の証明書

(削る)

(削る)

二
(略)

第四十三条 削除

(第二号加入者の届出)
第四十五条 (削る)

六 申出者が石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五

号）第六条に規定する事業主に使用される者であるときは、申出者に係る石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員の資格の有無についての事業主の証明書

七 申出者が次に掲げる者の資格を有するかどうか（申出者が次に掲げる者の資格を有するときは、当該資格を取得した年月日を含む。）についての事業主の証明書

イ 中小企業退職金共済契約等の被共済者

ロ 特定退職金共済契約の被共済者

ハ 退職手当共済契約の被共済職員

ニ 外国保険被保険者等

ホ 申出者が使用される厚生年金適用事業所において実施されている退職手当制度が適用される者

八
(略)

(中小企業退職金共済契約等の被共済者の届出等)

第四十三条 個人型年金加入者は、第三十九条第二項第七号イからホまでに掲げる者又は小規模企業共済契約者の資格を取得したとき（第一号加入者となった日前に当該資格を取得していた場合を含む。）又は当該資格を喪失したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 資格の種別及び当該資格を取得し、又は喪失した年月日

(第二号加入者の届出)

第四十五条 第二号加入者（個人型年金加入者であつて、法第六十条第二項第一項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）のうち企業型年金に加入していない第一号等厚生年金被保険者であつて、一月当たりの個人型年金加入者掛金の額が一万二千円を上回るものは、毎年一回、個人型年金規約で定める期日までに、確定給付企業年金の加入者及び石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員に

第二号加入者（個人型年金加入者であつて、法第六十二条第一項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）は、第三十九条第一項第五号ニ(1)から(6)までに掲げるいずれかの資格を取得したとき又は喪失したときは、個人型年金規約で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 取得し、又は喪失した資格の名称

三 当該資格を取得し、又は喪失した年月日

（削る）

2・3 | （略）

（個人型年金加入者等帳簿）

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一 十一の二 （略）

十二 個人型年金加入者等が、第十条第一項第二号イからハまでに掲げる者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別に並びに資格の取得及び喪失の年月日

十三 十五 （略）

2・6 | （略）

（第二号加入者に係る個人型年金加入者掛金の納付の方法等）

第五十七条 （削る）

第二号加入者は、掛金納付の方法を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

係る資格の有無に関する事項を連合会に届け出るものとする。

2 | 第二号加入者は、企業型年金加入者、確定給付企業年金の加入者、国家公務員共済組合若しくは地方公務員等共済組合の組合員、私立学校教職員共済制度の加入者又は石炭鉱業年金基金に係る坑内員若しくは坑外員の資格を取得したとき又は喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 取得し又は喪失した当該資格の名称

三 当該資格を取得し又は喪失した年月日

3 | 前二項の届出書には、第三十九条第二項第二号から第六号までに掲げる書類を添付しなければならない。

4・5 | （略）

（個人型年金加入者等帳簿）

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一 十一の二 （略）

十二 個人型年金加入者等が、第十条第一項第三号に掲げる者及び小規模企業共済契約者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別に並びに資格の取得及び喪失の年月日

十三 十五 （略）

2・6 | （略）

（第二号加入者に係る個人型年金加入者掛金の納付の方法等）

第五十七条 法第七十条第二項の規定による納付は、第三十九条の届出書に掛金納付の方法を記載することによって行うものとする。

2 | 第二号加入者は、掛金納付の方法を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
 - 二 変更の年月日並びに変更前及び変更後の掛金納付の方法
- 2| (略)

(個人型年金加入者を使用する事業主への書類の提出の請求)

第六十一条 連合会は、厚生年金適用事業所に使用される者が当該厚生年金適用事業所において初めて法第七十条第二項の規定による納付の申出をしたときは、当該厚生年金適用事業所の事業主に對し、次に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

- 一 (略)
- 二 当該事業主に係る個人型年金加入者掛金の収納に関する事務を取り扱う金融機関の名称及びその預金口座の口座番号並びに当該金融機関に対する届出印

(連合会への情報の提供)

第六十一条の二 事業主は、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日現在における次に掲げる企業型年金加入者に関する情報を当該月の翌月末日から起算して二営業日以内に、企業年金連合会を経由して連合会に通知しなければならない。

- 一 三 (略)
- 四 当該企業型年金加入者が他制度加入者に該当する場合にあっては、他制度掛金相当額

五 令第三十四条の二第一号に規定する企業型年金加入者への該当の有無

六 前各号に掲げるもののほか、当該企業型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額が法第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることを確認するために必要な情報(連合会が必ずと認めるものに限る。)

- 一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
 - 二 変更の年月日並びに変更前及び変更後の掛金納付の方法
- 3| (略)

(個人型年金加入者を使用する企業への書類の提出の請求)

第六十一条 連合会は、厚生年金適用事業所に使用される者が当該厚生年金適用事業所において初めて法第六十二条第一項の規定による申出(同項第二号に係るものに限る。)をしたときは、当該厚生年金適用事業所の事業主に對し、次に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

- 一 (略)
- 二 当該申出をした者が法第七十条第二項の規定による納付をするときは、当該事業主に係る個人型年金加入者掛金の収納に関する事務を取り扱う金融機関の名称及びその預金口座の口座番号並びに当該金融機関に対する届出印

(企業型年金加入者に関する情報の提供)

第六十一条の二 事業主は、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日における次に掲げる企業型年金加入者に関する情報を当該月の翌月末日から起算して二営業日以内に、企業年金連合会を経由して連合会に通知しなければならない。

- 一 三 (略)
- 四 令第十一条第一号に規定する他制度加入者への該当の有無

五 令第三十四条の二に規定する企業型年金加入者への該当の有無

六 前各号に掲げるもののほか、個人型年金加入者掛金の額が法第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることを確認するために必要な情報

2 事業主は、法第七条第一項の規定により記録関連業務を委託している場合には、前項の規定による通知を委託を受けた企業型記録関連运营管理機関及び企業年金連合会の順に經由して行うものとする。

3 確定給付企業年金の事業主等は、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日現在における次に掲げる確定給付企業年金の加入者に関する情報を当該月の翌月末日までに、企業年金連合会を經由して連合会に通知しなければならない。

一 基礎年金番号、性別及び生年月日

二 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所又は当該厚生年金適用事業所の事業主の名称

三 他制度掛金相当額（当該確定給付企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額に限る。）

四 前各号に掲げるもののほか、当該確定給付企業年金の加入者に係る個人型年金加入者掛金の額が法第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることを確認するために必要な情報（連合会が必要と認めるものに限る。）

4 確定給付企業年金の事業主等は、確定給付企業年金法第九十三条の規定により確定給付企業年金の加入者等（同法第六十条第一項に規定する加入者等をいう。）に関する情報の管理に係る業務を同法第九十三条に規定する法人に委託している場合には、前項の規定による通知を当該法人及び企業年金連合会の順に經由して行うものとする。

5 石炭鉱業年金基金は、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日現在における次に掲げる石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員に関する情報を当該月の翌月末日までに、企業年金連合会を經由して連合会に通知しなければならない。

一 基礎年金番号、性別及び生年月日

二 石炭鉱業年金基金法施行規則（昭和四十二年厚生省令第四十号）第六条に規定する石炭鉱業事業所の名称

2 事業主は、法第七条第一項の規定により記録関連業務を委託している場合には、前項の規定による通知を委託を受けた企業型記録関連运营管理機関、企業年金連合会の順に經由して行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

<p>三 他制度掛金相当額（当該石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員に係る他制度掛金相当額に限る。）</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、当該石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員に係る個人型年金加入者掛金の額が法第六十九条に規定する拠出限度額の範囲であることを確認するために必要な情報（連合会が必要と認めるものに限る。）</p> <p>6 第一項、第三項及び前項の規定による通知は、電磁的方法により行うものとする。</p> <p>第七十条（略）</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 令第三十四条の二第二号に該当する者以外の者にあつては、法附則第三条第一項第三号及び第四号のいずれにも該当することを証する書類</p> <p>三 令第三十四条の二第二号に該当する者にあつては、法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の支給の請求を行う者が同号に該当することについての当該者を使用する厚生年金適用事業所の事業主の証明書</p> <p>3 6 （略）</p>	<p>3 第一項の規定による通知は、電磁的方法により行うものとする。</p> <p>第七十条（略）</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法附則第三条第一項第三号及び第四号のいずれにも該当することを証する書類 （新設）</p> <p>3 6 （略）</p>
--	--

様式第八号を次のように改める。



	年 月 日
厚生（支）局長 殿	
	承認番号 厚生年金適用事業所の名称 所在地 事業主名 住所
企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書	
確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。	

（A列4番）

（備考）

1. 「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに地方厚生局長又は地方厚生支局長が発行した承認番号をいう。
2. 「厚生（支）局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

企業型年金事業主運営管理業務報告書

承認番号	
厚生年金適用事業所名	
事業主名	
（ 事業年度）	
年 月 日から	年 月 日まで

1. 事業主が担当する企業型年金加入者等の人数の状況

①法第2条第7項第1号イに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
②法第2条第7項第1号ロに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
③法第2条第7項第1号ハに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
④法第2条第7項第2号に掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)

(備考)

- ①、②及び④は、事業年度末時点のものを記載すること。
- ③は、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。

(法第2条第7項第1号イに掲げる業務の実施状況)

2. 事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛金総額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円

(備考)

- 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
- 「平均掛金額」については、「掛金総額」を事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除したものを記載すること。

3. 事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の状況

運用の方法名	企業型年金加入者等数	個人別管理資産総額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	円 円 円			
	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	円 円 円			
合計	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	円 円 円	—	—	—

(備考)

1. 事業年度末の状況について記載すること。
2. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
3. 運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄（—）とすること。
4. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。
5. 「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であって令第15条第2項に規定する運用方法要件に適合するものに該当する場合には○印を記載すること。
 - 一 令第15条第1項の表の1の項イ及びロに掲げる運用の方法
 - 二 令第15条第1項の表の2の項イに掲げる運用の方法
 - 三 令第15条第1項の表の3の項イからホまでに掲げる運用の方法
 - 四 令第15条第1項の表の4の項イに掲げる運用の方法
 - 五 令第15条第1項の表の5の項イに掲げる運用の方法
6. 「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

4. 給付の状況

給 付		事業年度末の受給者数（うち本年度 の新規受給者数）		支給総額（うち新規受給者への支給 額）	
老齢給付金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	一時金 （年金との併 給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	年金と一時金 の併給	男	人（ 人）	年 金	円（ 円）
		女	人（ 人）	一時金	円（ 円）
		計	人（ 人）	年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
				年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
障害給付金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	一時金 （年金との併 給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	年金と一時金 の併給	男	人（ 人）	年 金	円（ 円）
		女	人（ 人）	一時金	円（ 円）
		計	人（ 人）	年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
				年 金	円（ 円）
				一時金	円（ 円）
死 亡 一 時 金		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
脱 退 一 時 金		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
計		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	

(法第2条第7項第1号ロに掲げる業務の実施状況)

5. 事業主が法第2条第7項第1号ロに掲げる業務を担当する企業型年金加入者等が行った運用の指図の内容についての資産管理機関への通知の件数

	資産管理機関への通知	
企業型年金加入者	男 女 計	件 件 件
企業型年金運用指図者	男 女 計	件 件 件

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第1号ハに掲げる業務の実施状況)

6. 事業主が行った法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老 齢 給 付 金	障 害 給 付 金	死 亡 一 時 金	脱 退 一 時 金
男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第2号に掲げる業務の実施状況)

7. 報告者が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

運用の方法の数	第1号運用方法数	第2号運用方法数	第3号運用方法数

(備考)

1. 「運用の方法の数」は、令第15条第1項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。
2. 「第1号運用方法数」は選定及び提示している運用方法のうち元本確保の運用の方法の数を、「第2号運用方法数」は第1号運用方法及び第3号運用方法以外の運用の方法の数を、「第3号運用方法数」は令第15条第1項の表の2の項ニ及び3の項レからウまでに掲げる運用の方法の数を記載すること。
3. 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。
4. 加入者等に提示した運用の方法を当該事業年度内に変更し、「運用の方法の数」、「第1号運用方法数」、「第2号運用方法数」又は「第3号運用方法数」が異なることとなった場合は、変更前の運用方法数と変更後の運用方法数をそれぞれ記載すること。
5. 提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要はない。

8. 事業主が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に対して行った運用の方法に係る情報提供の内容

運用の方法名	運用の方法の種類	情報提供の内容の概要	情報提供の回数

(備考)

1. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
2. 「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の2第2項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。
3. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
4. 「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに企業型年金加入者等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。
5. 「情報提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報提供を行った回数を記載すること。

9. 指定運用方法の選定状況

①指定運用方法を加入者に提示している	
②当該指定運用方法の名称	
③当該指定運用方法の運用の方法の種類	
④当該指定運用方法を選定した年度	
⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	
⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高	

(備考)

1. ①は、該当する場合に○印を記載すること。
2. ②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。
3. ②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
4. ③は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
5. 法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を21の次に添付すること。選定理由は、法第23条の2第2項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第6条第8項口の協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

10. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
A 実施事業所	
B 実施事業所	
C 実施事業所	

(備考)

- 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。
- 事業年度末時点の状況について記載すること。

11. 加入者資格喪失者の状況

①加入者資格喪失者数	人
②①のうち、法第83条の規定に基づき、個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された者の数	人

(備考) ①については、

- 死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び
- 企業型年金の企業型年金加入者の資格を六十歳に達した日以降に喪失した者であって、同日の翌日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したもののいずれも含まないこととし、事業年度末の1年6か月前から起算して1年間に資格喪失した人数について記載すること。
(例：事業年度が4月～翌年3月であれば、前年9月～8月の喪失者人数)

(法第83条第2項の規定による通知の状況)

12. 事業主が法第83条第2項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知）の件数等

企業型運用関連運営管理機関等名	件数	移換金額
	人	円

(備考)

当該事業年度内に法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管理機関に限る。）へ移換された者への同条第2項の規定による通知の実績を記載すること。

13. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

(備考)

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
3. 「経過措置」は、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号。以下「令和3年改正政令」という。）附則第2項の経過措置をいう。

14. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

（備考）

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
3. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

15. 年齢及び企業型年金加入者掛金ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～13,750円							
人数計							

(備考)

1. 企業型年金加入者が掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
4. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

16. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	加入者掛金						
	0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円
事業主 掛 金	～ 5,000円						
	5,001円～10,000円						
	10,001円～15,000円						
	15,001円～20,000円						
	20,001円～25,000円						
	25,001円～30,000円						
	30,001円～35,000円						
	35,001円～40,000円						
	40,001円～45,000円						
	45,001円～50,000円						
50,001円～55,000円							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金額 区分（平均月額）		加入者掛金						
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
	50,001円～55,000円							

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金額 区分（平均月額）		加入者掛金			
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 13,750円
事業主掛金	～ 5,000円				
	5,001円～10,000円				
	10,001円～15,000円				
	15,001円～20,000円				
	20,001円～25,000円				
	25,001円～27,500円				

(備考)

1. 企業型年金加入者が掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額及び企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
4. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

17. 掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）及び他制度掛金相当額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金総額 区分(平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							
他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金総額 区分(平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金総額 区分(平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							
他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金総額 区分(平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

(備考)

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
3. 「他制度掛金相当額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分の他制度掛金相当額の平均を記載すること。
4. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

18. 事業主掛金及び他制度掛金相当額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金額 区分(平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
	～ 5,000円						
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							
他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金額 区分(平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
	～ 5,000円						
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金額 区分(平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
	～ 5,000円						
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							
他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金額 区分(平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
	～ 5,000円						
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

(備考)

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「掛金額区分(平均月額)」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
3. 「他制度掛金相当額区分(平均月額)」は、直近の12月～11月の期間分の他制度掛金相当額の平均を記載すること。
4. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

19. 事業主掛金の平均月額、企業型年金加入者掛金の平均月額及び他制度掛金相当額の平均月額の総額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額区分 (平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
人数							
掛金総額区分 (平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
人数							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額区分 (平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
人数							
掛金総額区分 (平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
人数							

(備考)

- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金及び加入者掛金の合計を当該期間内の在籍月数で除した数並びに直近の12月～11月の期間分のお他制度掛金相当額の平均の総額を記載すること。
- 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

20. 事業主掛金の平均月額及び他制度掛金相当額の総額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額区分 (平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
人数							
掛金総額区分 (平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
人数							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額区分 (平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
人数							
掛金総額区分 (平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
人数							

(備考)

- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金を当該期間内の在籍月数で除した数及び直近の12月～11月の期間分のお他制度掛金相当額の平均の総額を記載すること。
- 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

21. 個人別管理資産等の移受換状況

(1) 個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会
A実施事業所					
B実施事業所					
C実施事業所					
・					
個人型aプラン					
個人型bプラン					
個人型cプラン					
・					
・					

(備考) 事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

(2) 他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型年金	個人型年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他(自社退職金等)
A実施事業所							
B実施事業所							
C実施事業所							
・							
個人型aプラン							
個人型bプラン							
個人型cプラン							
・							
・							

(備考) 事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第三条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(規約の軽微な変更等)</p> <p>第七条 法第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 法第四条第五号に掲げる事項(労働協約等の変更により法第二十七条の規定による加入者の資格の喪失の時期が変更になる場合その他の給付の設計の軽微な変更(給付の額を減額する場合及び規約の変更が効力を有することとなる日(第八十五条の三において「規約変更日」という。)前の期間に係る給付の額を増額する場合(当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合に限る。))を除く。))がある場合限り、第九号に掲げる事項を除く。)</p> <p>五 十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(基金の加入者の資格取得の届出)</p> <p>第二十二条 基金型企業年金(法第二十九条第一項に規定する基金型企業年金をいう。以下同じ。)の事業主は、その使用する者が法第二十六条の規定により基金の加入者の資格を取得したときは、その資格を取得した日から起算して三十日を経過する日又は当該資格を取得した日の属する月の翌月十四日のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を基金に届け出なければならぬ。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(基金の加入者の資格喪失の届出)</p> <p>第二十三条 基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者が法第二十七条の規定により加入者の資格を喪失したときは、</p>	<p>(規約の軽微な変更等)</p> <p>第七条 法第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 法第四条第五号に掲げる事項(労働協約等の変更により法第二十七条の規定による加入者の資格の喪失の時期が変更になる場合その他の給付の設計の軽微な変更(給付の額の減額に係る場合を除く。))に限り、第九号に掲げる事項を除く。)</p> <p>五 十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(基金の加入者の資格取得の届出)</p> <p>第二十二条 基金型企業年金(法第二十九条第一項に規定する基金型企業年金をいう。以下同じ。)の事業主は、その使用する者が法第二十六条の規定により基金の加入者の資格を取得したときは、三十日以内に、次に掲げる事項を基金に届け出なければならぬ。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(基金の加入者の資格喪失の届出)</p> <p>第二十三条 基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者が法第二十七条の規定により加入者の資格を喪失したときは、</p>

その資格を喪失した日から起算して三十日を経過する日又は当該資格を喪失した日の属する月の翌月十四日のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を基金に届け出なければならぬ。

一 四 (略)

(給付の現価相当額の計算方法)

第二十四条の三 令第二十三条第四項の規定による現価相当額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

一 予定利率は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める率(受託保証型確定給付企業年金にあつては、契約者価額の計算に用いる予定利率)

イ 令第二十三条第一項第一号の現価相当額を計算する場合

次に掲げる率のうち最も低い率

(1) 前回の財政計算(財政再計算及び第四十九条第一号又は第二号に規定する場合における掛金の額の計算をいう。以下同じ。)の計算基準日(第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。以下同じ。)以降の日における第四十三条第二項第一号の厚生労働大臣が定める率(以下「下限予定利率」という。)のうち、最も低い下限

予定利率

(2) (3) (略)

ロ・ハ (略)

二 (略)

(規約の変更に係る事業主への情報提供)

第八十五条の三 第八条第二項の代表は、規約の変更をしようとするときは、当該変更に係る実施事業所の事業主(当該代表を除く。)(に対し、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報の提供を行わなければならない。

2) 基金は、規約の変更をしようとするときは、当該変更に係る実施事業所の事業主に対し、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変

三十日以内に、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。

一 四 (略)

(給付の現価相当額の計算方法)

第二十四条の三 令第二十三条第四項の規定による現価相当額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

一 予定利率は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める率(受託保証型確定給付企業年金にあつては、契約者価額の計算に用いる予定利率)

イ 令第二十三条第一項第一号の現価相当額を計算する場合

次に掲げる率のうち最も低い率

(1) 前回の財政計算(財政再計算及び第四十九条第一号から第三号までの規定による掛金の額の計算をいう。以下同じ。)の計算基準日(第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。以下同じ。)以降の日における第四十三条第二項第一号の厚生労働大臣が定める率(以下「下限予定利率」という。)のうち、最も低い下限

率

(2) (3) (略)

ロ・ハ (略)

二 (略)

(新設)

更日に関する情報の提供を行わなければならない。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第四条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第 二十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前			
<p>(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等) 第十七条 (略)</p>	<p>2 存続厚生年金基金については、第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行規則(以下「改正前確定給付企業年金法施行規則」という。)第一条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第四条第一項(第六号に係る部分に限る。)、第五条(第三号に係る部分に限る。)、第七条第一項(第六号に係る部分に限る。)、第八条第一項(第三号に係る部分に限る。)、第十二条(第二号に係る部分に限る。)、第三十二条の二、第四十九条第三号、第五十条第四号及び第五号、第八十七条の二第二項、第九十条第二項、第九十四条第七項、第一百六条第一項(第六号に係る部分に限る。)、第二百二十三条、第二百五条の二、第二百二十六条、第二百二十七条第二項、第二百二十八条から第三十六条まで、第四百四十一条、第四百四十二条並びに附則第五条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等) 第十七条 (略)</p>	<p>2 存続厚生年金基金については、第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行規則(以下「改正前確定給付企業年金法施行規則」という。)第一条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第四条第一項(第六号に係る部分に限る。)、第五条(第三号に係る部分に限る。)、第七条第一項(第六号に係る部分に限る。)、第八条第一項(第三号に係る部分に限る。)、第十二条(第二号に係る部分に限る。)、第三十二条の二、第四十九条第三号、第五十条第四号及び第五号、第八十七条の二第二項、第九十条第二項、第九十四条第七項、第一百六条第一項(第六号に係る部分に限る。)、第二百二十三条、第二百五条の二、第二百二十六条、第二百二十七条第二項、第二百二十八条から第三十六条まで、第四百四十一条、第四百四十二条並びに附則第五条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
<p>第三十二条の二 の額</p>	<p>脱退一時金相当額等の額(リスク分担型)</p>	<p>脱退一時金相当額等の額(リスク分担型) 企業年金(確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)第一条の規定による改正後の第一条に規定するリス</p>	<p>第三十二条の二 の額</p>	<p>脱退一時金相当額等の額(リスク分担型)</p>	<p>脱退一時金相当額等の額(リスク分担型) 企業年金(確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)第一条の規定による改正後の確定給付企業年金法施</p>

(略)	(略)	(略)
<p>3 存続厚生年金基金については、第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則（以下「改正前確定拠出年金法施行規則」という。）第六条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第八条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第十五条第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第二十一条第九号、第二十六条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第三十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十一条、第五十六条第一項（第十二号に係る部分に限る。）並びに第六十二条第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>ク分担型企業年金をいう。）の場合にあつては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率（同令第二十五条第四号に規定する調整率をいう。以下この項において同じ。）及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）</p>	

(略)	(略)	(略)
<p>3 存続厚生年金基金については、第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則（以下「改正前確定拠出年金法施行規則」という。）第六条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第八条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第十条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十一条第一項、第十五条第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第二十一条第九号、第二十六条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第三十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十一条、第三十九条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第四十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第五十六条第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第六十二条第四項並びに第七十条第二項（第二号ハ(1)に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の中欄に</p>	<p>行規則第一条に規定するリスク分担型企業年金をいう。）の場合にあつては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率（同令第二十五条第四号に規定する調整率をいう。以下この項において同じ。）及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）</p>	

<p>4 (表略) 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定給付企業年金法施行規則の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第五条第一号 ル 中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換</p>	<p>ル 中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換 ヲ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の法（以下「改正前確定給付企業年金法」</p>
<p>4 (表略) 掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定給付企業年金法施行規則の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第五条第一号 ル 中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換</p>	<p>ル 中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換 ヲ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の法（以下「改正前確定給付企業年金法」</p>

という。) 第七
条第一項の規定に
よる加入者等に係
る給付の支給に関
する権利義務の移
転

ワ 平成二十五年改
正法附則第五条第
一項の規定により
なおその効力を有
するものとされた
改正前確定給付企
業年金法第百十條
の二第三項の規定
による加入員及び
加入員であつた者
に係る給付(平成
二十五年改正法附
則第五条第一項の
規定によりなおそ
の効力を有するも
のとされた平成二
十五年改正法第一
条の規定による改
正前の厚生年金保
険法(昭和二十九
年法律第百十五号
以下「改正前厚
生年金保険法」と
いう。) 第三十
二条第二項に規定

という。) 第七
条第一項の規定に
よる加入者等に係
る給付の支給に関
する権利義務の移
転

ワ 平成二十五年改
正法附則第五条第
一項の規定により
なおその効力を有
するものとされた
改正前確定給付企
業年金法第百十條
の二第三項の規定
による加入員及び
加入員であつた者
に係る給付(平成
二十五年改正法附
則第五条第一項の
規定によりなおそ
の効力を有するも
のとされた平成二
十五年改正法第一
条の規定による改
正前の厚生年金保
険法(昭和二十九
年法律第百十五号
以下「改正前厚
生年金保険法」と
いう。) 第三十二
条第二項に規定す
る額に相当する給
付(以下「厚生年
金代

	(略) 第八十五条の三 第二項	
	(略) 基金	実施事業所
<p>する額に相当する給付（以下「厚生年金代行給付」という。）を除く。）の支給に関する権利義務の承継</p> <p>カ 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第二項の規定による加入員及び加入員であつた者に係る給付（厚生年金代行給付を除く。）の支給に関する権利義務の承継</p>	(略) 平成二十五年改正法 第三条第十一号に規定する 継続厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百十七条
	(略) (新設)	
	(略) (新設)	(新設)
<p>行給付」という。）を除く。）の支給に関する権利義務の承継</p> <p>カ 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第二項の規定による加入員及び加入員であつた者に係る給付（厚生年金代行給付を除く。）の支給に関する権利義務の承継</p>	(略) (新設)	(新設)

<p>第三項に規定する設立事業所</p>	<p>5 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第四條の二第一号</p> <p>令第十一条第二号に規定する「他制度掛金相当額（以下単に「他制度掛金相当額」という。）」</p>	<p>他制度掛金相当額（令第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第四項の規定により読み替えられたり、おその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六</p>
	<p>5 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	

<p>第十條第一項第 二號</p>	
<p>令第十一條第一號イ からハまでに掲げる 者</p>	
<p>平成二十六年経過措 置政令第三條第四項 の規定により読み替 えられてなおその効 力を有するものとさ れた平成二十六年整 備政令第三條の規定 による改正前の令第 十一條第一號イから ニまでに掲げる者</p>	<p>年政令第七十三号。 以下「平成二十六年 整備政令」という。 第三條の規定によ る改正前の令第十一 條第二號に規定する 他制度掛金相当額（ 公的年金制度の健全 性及び信賴性の確保 のための厚生年金保 険法等の一部を改正 する法律（平成二十 五年法律第六十三号 。以下「平成二十五 年改正法」という。 ）附則第三條第十一 號に規定する存続厚 生年金基金の加入員 に係る他制度掛金相 当額に限る。）をい う。以下同じ。）</p>
<p>（新設）</p>	
<p>（新設）</p>	
<p>（新設）</p>	

<p>第十一條第二項及び第四項</p>	<p>前條第一項第二号イからハまで</p>	<p>ハ 確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法第二条第四項に規定する確定給付企業年金の加入者をいう。以下同じ。）</p>
<p>第十二條の二</p>	<p>令第十一條第一号イからハまでに掲げる者</p>	<p>ハ 確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法第二条第四項に規定する確定給付企業年金の加入者をいう。以下同じ。）</p>
<p>前條第一項第二号イからニまで</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備政令第三条の規定による改正前の令第十一條第一号イからニまでに掲げる者</p>	<p>ハ 確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法第二条第四項に規定する確定給付企業年金の加入者をいう。以下同じ。）</p> <p>ニ 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員</p>
<p>（新設） 第十二條の二第一項各号列記以外の部分</p>	<p>（新設） に掲げる者</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設） 又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下「平成二十六年整備省令」という。）第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備省令第三条の</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)

	第十二条の二第二項	第十二条の二第一項第三号	
又は他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者	、当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者	に掲げる者	規定による改正前の確定拠出年金法施行規則（以下「改正前確定拠出年金法施行規則」という。）第十條第一項第三号イに掲げる者
又は他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者	、当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者	又は平成二十六年整備省令第十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定拠出年金法施行規則第十條第一項第三号イに掲げる者	又は平成二十六年整備省令第十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定拠出年金法施行規則第十條第一項第三号イに掲げる者

<p>第三十九条第一項第五号ニ</p>	<p>第三十条第一項第二号</p>	<p>第二十一条の二第一項第二号</p>	<p>第十五条第一項第十二号</p>	<p>第十条第一項第二号イからハまで</p>
<p>二 次に掲げる資格の有無 (1) 企業型年金加入者</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）</p>	<p>他制度加入者（第六十一条の二第一項第四号において単に「他制度加入者」という。）</p>	<p>第十条第一項第二号イからニまで</p>	<p>他制度加入者又は平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員（以下この号及び第六十一条の二第一項第四号において「他制度加入者」と総称する。）</p>
<p>二 次に掲げる資格の有無 (1) 企業型年金加入者</p>	<p>平成二十五年改正法</p>	<p>他制度加入者又は平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員（以下この号及び第六十一条の二第一項第四号において「他制度加入者」と総称する。）</p>	<p>第十条第一項第二号イからニまで</p>	<p>他制度加入者又は平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員（以下この号及び第六十一条の二第一項第四号において「他制度加入者」と総称する。）</p>

<p>(新設)</p>	<p>第三十条第一項第二号</p>	<p>第二十一条の二第一項第二号</p>	<p>(新設)</p>	<p>ける者</p>
<p>(新設)</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）</p>	<p>他制度加入者</p>	<p>(新設)</p>	<p>ける者</p>
<p>(新設)</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律</p>	<p>他制度加入者又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入者</p>	<p>(新設)</p>	<p>くは平成二十六年整備省令第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定拠出年金法施行規則第十条第一項第三号イに掲げる者</p>

第四十五条第一項	第三十九条第一項第五号二(1)から(6)まで	第三十九条第一項第五号二(1)から(7)まで
第五十六条第一項第十二号	第十条第一項第二号イからハまで	第十条第一項第二号イからニまで
	(2) 確定給付企業年金の加入者 (3) 私立学校教職員共済制度の加入者 (4) 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員 (5) 国家公務員共済組合の組合員 (6) 地方公務員等共済組合の組合員	(2) 確定給付企業年金の加入者 (3) 私立学校教職員共済制度の加入者 (4) 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員 (5) 国家公務員共済組合の組合員 (6) 地方公務員等共済組合の組合員 (7) 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員

(加入員に関する情報の提供)

第十七条の六 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、個人型年金規約(確定拠出年金法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約をいう。)の定めるところにより、毎月末日現在における次に掲げる加入員に関する情報を当該月の翌月末日までに、存続連合会を経由して連合会(同法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下この項において同じ。)に通知しなければならない。

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

(新設)

一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条に規定する基礎年金番号(以下単に「基礎年金番号」という。)、性別及び生年月日

二 使用されている事業所の名称

三 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。)、第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備政令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)、第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額(当該存続厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額に限る。)

四 前各号に掲げるもののほか、当該加入員に係る確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金の額が同法第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることを確認するために必要な情報(連合会が必要と認めるものに限る。)

2 存続厚生年金基金は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第五項の規定により存続厚生年金基金の加入員に関する情報の管理に係る業務を同項に規定する法人に委託している場合には、前項の規定による通知を当該法人及び存続連合会の順に經由して行うものとする。

(責任準備金相当額の減額の申請)

第十九条 平成二十五年改正法附則第十一条第一項の規定による責任準備金相当額(平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額をいう。以下同じ。)の減額の申請(以下「自主解散型減額申請」という。及び平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による責任準備金相当額の減額の申請(以下「清算

(責任準備金相当額の減額の申請)

第十九条 平成二十五年改正法附則第十一条第一項の規定による責任準備金相当額(平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額をいう。以下同じ。)の減額の申請(以下「自主解散型減額申請」という。及び平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による責任準備金相当額の減額の申請(以下「清算

型減額申請」という。)は、代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決し、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一・二 (略)

三 次のイ又はロのいずれかに掲げる書類

イ 減額申請日の属する月前二年間において平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたことを証する書類

ロ (略)

四・五 (略)

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)

第四十八条 (略)

2・3 (略)

4 存続連合会について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十一条の二 (略)	企業年金連合会 (略)	存続連合会 (略)
----------------	----------------	--------------

型減額申請」という。)は、代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決し、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一・二 (略)

三 次のイ又はロのいずれかに掲げる書類

イ 減額申請日の属する月前二年間において公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。)第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたことを証する書類

ロ (略)

四・五 (略)

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)

第四十八条 (略)

2・3 (略)

4 存続連合会について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十一条の二 第一項及び第二項 (略)	企業年金連合会 (略)	存続連合会 (略)
----------------------------	----------------	--------------

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び附則第三条第一項の規定 令和四年十月一日
- 二 附則第四条の規定 公布の日

(拠出限度額に関する経過措置)

第二条 確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百四十四号。第一号及び附則第四条において「改正政令」という。）附則第二項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 改正政令附則第二項本文の規定の適用を受ける企業型年金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金をいう。）を実施している事業主（以下「適用対象事業主」という。）が、同法第五条第一項の承認を受けて同法第三条第三項第七号に掲げる事項を変更した場合

- 二 適用対象事業主が拠出する確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第十一条

第二号に掲げる者に係る事業主掛金（確定拠出年金法第三条第三項第七号に規定する事業主掛金をいう。以下同じ。）の額（同法第二条第八項に規定する企業型年金加入者が同法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、当該事業主掛金の額に当該企業型年金加入者掛金の額を加えた額）が次に掲げる拠出の方法に応じ、それぞれ次に定める額を超えた場合（前号に掲げる場合を除く。）

イ 確定拠出年金法施行令第十条の二本文の規定により事業主掛金を拠出する方法 企業型掛金拠出単位期間（同条本文に規定する企業型掛金拠出単位期間をいう。以下同じ。）の月数に二万七千五百円を乗じて得た額

ロ 確定拠出年金法施行令第十条の二ただし書の規定により事業主掛金を拠出する方法 十二月からその拠出することとなった日の属する月の前月までの月数に二万七千五百円を乗じて得た額からその拠出に係る企業型掛金拠出単位期間より前の企業型掛金拠出単位期間に係る事業主掛金の総額を控除した額に、その拠出することとなった日の属する企業型掛金拠出単位期間の月数に二万七千五百円を乗じて得た額を加えた額

三 適用対象事業主が次のイからニまでのいずれかに該当した場合

イ 実施事業所（確定拠出年金法第三条第三項第二号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。）がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後新たに確定給付企業年金（確定給付企

業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。次号イにおいて同じ。）を実施する厚生年金適用事業所（確定拠出年金法第二条第四項に規定する厚生年金適用事業所をいう。次号イにおいて同じ。）となること。

ロ 施行日以後新たに石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）第七条の会員（次号ロにおいて「石炭基金会員」という。）となること。

ハ 施行日以後新たに学校法人等（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。次号ハにおいて同じ。）となること。

ニ 実施事業所が施行日以後新たに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。次号ニにおいて「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）第百十七条第三項に規定する設立事業所（次号ニにおいて単に「設立事業所」という。）となること。

四 適用対象事業主が次に掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に該当した場合

イ この省令の施行の際現に確定給付企業年金を実施している厚生年金適用事業所の事業主 確定給付企業年金法第四条第五号に掲げる事項の変更が効力を有することとなった場合（当該変

更をするに当たり同法第五十八条第一項若しくは第二項又は第六十二条の規定により掛金の額を再計算した場合に限る。）又は確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主でなくなった場合

ロ この省令の施行の際現に石炭基金会員である事業主 石炭鉱業年金基金法第八条第二項の認可を受けて同条第一項第六号に掲げる事項（年金額、支給資格期間、支給開始年齢その他同法による年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する事項に限る。）を変更した場合（当該変更をするに当たり同法第二十一条第三項の規定により掛金の額を再計算した場合に限る。）又は石炭基金会員でなくなった場合

ハ この省令の施行の際現に学校法人等である事業主 学校法人等でなくなった場合

ニ この省令の施行の際現に平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の設立事業所の事業主 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百十五条第二項の認可を受けて同条第一項第八号に掲げる事項を変更した場合（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第三項に規定する当該基金の代行部分の額が変更されることによつて同号に掲げる事項を変更する場合を除き、当該変更をするに当たり公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生

年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十三条第二項の規定により掛金の額を再計算した場合又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）第三十二条の三の掛金の額の計算を行った場合に限る。）又は設立事業所の事業主でなくなった場合

2 適用対象事業主は、前項各号に掲げる場合に該当したときは、速やかに、その旨を確定拠出年金法第十六条第一項に規定する企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。ただし、適用対象事業主が同法第二条第七項第一号に規定する記録関連業務の全部を行う場合にあつては、この限りでない。

（様式に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則様式第八号は、附則第一条第一号に掲

げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則様式第八号は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

(他制度掛金相当額を規約に定める場合の特例)

第四条 施行日前に、改正政令第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額に関する事項を、財政再計算(確定給付企業年金法第五十八条第一項若しくは第二項又は第六十二条の規定に基づく掛金の額の再計算をいう。)を行うことなく同法第三条第一項に規定する規約に定める場合の当該規約の変更は、確定給付企業年金法施行規則第七条第一項の規定にかかわらず、同条第二項に規定する同法第七条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更とする。